

答申の概要

諮問第 128 号 捜査費に係る証拠書類の非開示決定に対する審査請求（諮問第 128 号）

件名	捜査費に係る証拠書類の非開示決定に対する審査請求
本件対象文書	全庁特別調査関係者事情聴取記録
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）、第 4 号（捜査情報）
実施機関	警察本部長（会計課）
諮問期日	平成 16 年 5 月 14 日
主な論点	・ 捜査費支出証拠書に記載された情報が個人情報、捜査情報に該当するか。 ・ 部分開示することができるか。

審査会の結論

静岡県警察本部長が非開示とした文書のうち、次の部分は開示すべきである。

- (1) 捜査費支出何に記載された取扱者、補助者及び登記者の印影
- (2) 捜査費交付書兼支払精算書に記載された取扱者、補助者及び登記者の印影並びに宛名
- (3) 支払精算書に記載された取扱者、補助者及び登記者の印影並びに宛名

審査会の判断

1 本件公文書の性質、内容について

(1) 捜査費

ア 捜査費の性質、内容

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、捜査協力者等に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支払手続を経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められているものである。捜査費は、支弁するのが国か県かで国費と県費に分けることができ、本県では、国費については捜査費、県費については捜査用報償費と称されている。また、捜査費は、捜査員が日常の捜査活動において使用する少額経費である捜査諸雑費とそれ以外の経費である一般捜査費に分けることができる。

イ 捜査費執行の手続き

(ア) 一般捜査費

捜査員は、一般捜査費を執行する必要がある場合、口頭で取扱者に対して捜査費の交付を申請する。取扱者は、取扱補助者に作成させた捜査費支出何を決裁して交付額を決定し、捜査員に現金を交付する。捜査員は現金を支払った後、支払精算書を作成し領収書を添付して取扱者に提出して決裁を受け、支払精算を行う。

(イ) 捜査諸雑費

中間交付者は、毎月初めに当該中間交付者が管理する捜査員が必要とする経費相当分について、取扱者に対して交付を申請する。取扱者は、取扱補助者に作成させた捜査費支出何を決裁して交付額を決定し、中間交付者に現金を交付する。中間交付者は、捜査費交付書兼支払精算書を作成して現金を捜査員に交付する。捜査員は、現金を支払った都度支払伝票を作成し、領収書を添付して、中間交付者に対して支払報告を行う。捜査員は、月末には交付を受けた現金の残額を中間交付者に返納する。これを受け、中間交付者は、捜査費交付書兼支払精算書に支払額と返納額を記入し、捜査員が作成した支払伝票を添付して取扱者に提出して決裁を受け、支払精算を行う。

(2) 本件公文書の性質、内容

ア 捜査費支出何

捜査費支出何は、捜査員又は中間交付者に捜査費を交付するために取扱者の指示により取扱補助者が作成する文書である。

捜査費支出何には、取扱者の印影、補助者の印影、登記者の印影、標題、起案年月日、支出額、捜査員（一般捜査費の場合）又は中間交付者（捜査諸雑費の場合）の官職、捜査員（一般捜査費の場合）又は中間交付者（捜査諸雑費の場合）の氏名、金額、支出事由、交付年月日に記載されている。なお、平成 11 年度分については、以上の他に、捜査員の領収印が記載されている。

イ 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、取扱者から中間交付者へ交付された捜査諸雑費を捜査員へ交付するため、及び捜査員が執行した捜査諸雑費を精算するために中間交付者が作成する文書である。

捜査費交付書兼支払精算書には、取扱者の印影、補助者の印影、登記者の印影、標題、起案年月日、宛名、中間交付者の勤務係（課）、中間交付者の官職、中間交付者の氏名、中間交付者の印影、勤務係（課）の既受領額、勤務係（課）の交付額、勤務係（課）の支払額、勤務係（課）の返納額、交付年月日、捜査員の官職、捜査員の氏名、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員の返納額、捜査員の確認印が記載されている。

ウ 支払伝票

支払伝票は、捜査諸雑費の交付を受けた捜査員が、交付を受けた捜査諸雑費を執行したときに作成する文書であり、執行に伴い徴取した領収書を添付する。

支払伝票には、報告年月日、標題、捜査員の官職、捜査員の氏名、捜査員の印影、支払年月日、金額、支払先、支払事由、領収書を徴することができなかった理由、取扱者確認印が記載されている。

エ 領収書

領収書は、捜査費が実際に支払われたことを証明するために捜査費の支払の相手方から受け取る文書であり、支払伝票及び支払精算書に添付される。

領収書には、標題、領収年月日、宛名、金額、領収書発行者の住所、領収書発行者の氏名、領収書発行者の印影が記載されている。

オ 支払精算書

支払精算書は、一般捜査費の交付を受けた捜査員が、交付を受けた一般捜査費を執行したときに精算するために作成する文書であり、執行に伴い徴取した領収書を添付する。

支払精算書には、取扱者の印影、補助者の印影、登記者の印影、標題、起案年月日、宛名、捜査員の勤務係（課）、捜査員の官職、捜査員の氏名、捜査員の印影、交付年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、支払年月日、金額、支払事由、精算の結果（受領年月日）、捜査員の印影、領収書を徴することができなかった理由、取扱者確認印が記載されている。なお、平成 11 年度分については、以上の他に、債主名が記載されている。債主名に記載された情報は、平成 14 年度分には、支払事由に記載されている。

2 情報ごとの開示・非開示の判断について

(1) 「氏名、印影等」

ア 「氏名、印影等」の内容

「氏名、印影等」に分類した情報は、捜査関係者に係る情報であり、捜査協力者等に係る情報と警察職員に係る情報の 2 つに分けることができる。警察職員に係る情報については、さらに、警視以上の職員に係る情報、警部に係る情報、警部補以下の職員に係る情報の 3 つに分けることができる。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性

条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。「氏名、印影等」に分類した情報は、すべてこれに該当する。

まず、捜査協力者等に係る情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるから、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当する。

次に、警察職員に係る情報について検討する。

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除いている。

静岡県職員録には、警視以上の職員の職名、官職、氏名が掲載されている。また、警察職員の人事異動に関する新聞記事では、警部以上の職員の職名、官職、氏名が報道されている。

したがって、警察職員に係る情報のうち、警視以上の職員に係る情報及び警部に係る情報は、「慣行として公にされている情報」に該当するので、条例第 7 条第 2 号の非開示情報には該当しない。警部補以下の職員に係る情報は、「慣行として公にされている情報」に該当しない。

また、同号ただし書ウは、個人情報のうち、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、開示すべきものとしつつ、「当該公務員等が警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条第 1 項及び第 55 条第 1 項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く」としている。

以上によれば、警部補以下の職員に係る情報のうち、「捜査員の氏名」、「捜査員の印影」及び「領

収印（捜査員）」は、「公務員等の氏名に係る部分」であるので、条例第7条第2号の非開示情報に該当するが、「捜査員の勤務係（課）」及び「捜査員の官職」は、「公務員等の氏名に係る部分」ではないので、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

ウ 条例第7条第4号該当性

警察職員に係る情報のうち、警視以上の職員に係る情報、警部に係る情報及び警部補以下の職員に係る情報のうち、「捜査員の勤務係（課）」及び「捜査員の官職」が、第4号に該当するかについて検討する。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定したのは、犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共安全や秩序の維持に取り返しのできない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とする趣旨である。したがって、当審査会としても、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断した。

静岡中央警察署においては、署長、副署長には警視以上の職員が、課長には警部が、捜査員には警部補以下の職員が充てられている。署長、副署長の職務は、署全体の管理監督である。課長の職務は、主として課員である捜査員の直接的な指揮、監督であるが、自ら事件の捜査を行うこともある。捜査員の職務は、事件の捜査である。

したがって、署長、副署長すなわち警視以上の職員に係る情報は、署全体の管理監督を行う者に係る情報であるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

ただし、警視以上の職員に係る情報のうち取扱者確認印は、領収書を徴することができなかった場合に、署長がその理由を確認して押印するものであるから、取扱者確認印が押印してあれば領収書を取得していないということがわかるのであるから、取扱者確認印の有無を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

また、課長すなわち警部に係る情報及び捜査員すなわち警部補以下の職員に係る情報は、事件の捜査を行う者に係る情報であるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、警察職員に係る情報のうち、警視以上の職員に係る情報（取扱者確認印を除く）は、条例第7条第4号の非開示情報には該当しないが、その余の情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(2) 「金額」

「金額」に分類した情報は、捜査費の執行金額に係る情報であり、これらは捜査活動を費用面から表すものである。したがって、個々の捜査に関する情報としてだけでなく、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

このことは、現に捜査が進行中の事件に係る情報についてだけ言えるわけではなく、既に捜査が終了している事件に係る情報についても当てはまる。なぜなら既に捜査が終了している事件に係る情報であっても、それを収集、分析することにより、警察の捜査体制、捜査手法等の分析が可能となり、将来、犯罪を企図する者が、これらの捜査体制、捜査手法等に応じた対抗措置を講じることが可能となるおそれがあるからである。

したがって、「金額」に分類した情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるので、「金額」に分類した情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(3) 「日付」

「日付」に分類した情報は、捜査費の執行時期に係る情報である。したがって、これらの情報を公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、「日付」に分類した情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるので、「日付」に分類した情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(4) 支払先

支払先は、捜査費を支払った相手方に係る情報である。捜査費を支払った相手方としては、捜査協力者、捜査員が捜査協力者に渡す物品を購入した商店、捜査員が捜査協力者と利用した飲食店等がある。したがって、これらの情報を公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、支払先は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるので、支払先は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(5) 支出事由、支払事由

支出事由及び支払事由は、支出及び支払の使途に係る情報である。したがって、これらの情報を公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、支出事由及び支払事由は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるので、支出事由及び支払事由は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(6) 領収書を徴することができなかった理由

領収書を徴することができなかった理由は、捜査費を支払った相手方に係る情報である。したがって、これらの情報を公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、領収書を徴することができなかった理由は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるので、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

3 部分開示について

諮問庁は、部分開示は妥当ではないと主張しているが、以下の理由から実施機関は、本件公文書に記録された非開示情報を除いて部分開示すべきである。

第一に、部分開示をする情報には、具体的な事件や捜査に係る情報は含まれないので、それらの情報と被疑者等の事件関係者が独自に有する当該事件に関する情報と照合、分析しても、事件関係者による証拠隠滅や対抗措置のおそれは生じない。

第二に、部分開示したとしても、捜査協力者等が特定される可能性はまったく存在しないし、捜査協力者等に自己の情報が流出するとの疑念を抱かせることもない。したがって、捜査協力者等との信頼関係に支障をきたし、以後の協力を受けることができなくなるおそれがあるとはいえない。

第三に、非開示情報とそれ以外の情報とは容易に区別でき、かつ、非開示情報は容易に除くことができる。

第四に、1枚の文書で執行される金額は文書ごとに異なるので、文書の枚数と執行金額は必ずしも連動するものではなく、文書の枚数の情報と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知りうる情報とを照合、分析したとしても、捜査の進展状況等を推察して、事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれ等があるとはいえない。

4 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、裁量により開示することができる」と規定しているが、本件処分に裁量権の逸脱濫用があるとまでは言えない。